

摂津市議会

# 総務常任委員会記録

平成17年6月17日

議 会 事 務 局

# 目 次

総務常任委員会

6月17日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第49号所管分の審査 .....	2
質疑（野口委員、本保委員、森西委員、大澤委員）	
議案第61号、議案第62号の審査 .....	4
質疑（野口委員）	
議案第63号の審査 .....	5
補足説明（消防長）	
質疑（森西委員）	
議案第58号の審査 .....	7
議案第57号の審査 .....	7
質疑（野口委員、本保委員）	
議案第59号の審査 .....	8
採決 .....	8
閉会の宣告 .....	9

## 総務常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成17年6月17日(金) 午前10時 1分 開会

午前10時44分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長 三好義治

委員 本保加津枝

副委員長 森内一蔵

委員 森西 正

委員 大澤勝哉

委員 野口 博

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正

市長公室長 寺田正一

政策推進課長 有山 泉

総務部長 奥村良夫

総務防災課長 杉本正彦

監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 杉浦 徹

同局次長 高山真弓

消防長 稲田晴彦

予防課長 水田謙二

助 役 小野吉孝

市長公室次長兼人事課長 中岡健二

人権政策室人権同和対策課長 藤原堅太郎

同部次長兼納税課長 葭中 勉

財政課長 堤 守

同本部次長兼総務課長 浜崎健児

警備第1課長 北居 一

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三

同局書記 中井真穂

### 1. 審査案件(審査順)

議案第49号 平成17年度摂津市一般会計補正予算所管分

議案第61号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

議案第62号 摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議案第63号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

議案第58号 摂津市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件

議案第57号 摂津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件

議案第59号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時1分 開会)

○三好委員長 おはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日はお忙しいところ、総務常任委員会を開催していただきまして大変ありがとうございます。

本日は、過日の議会で付託されました議案についてご審査いただくわけですが、どうかよろしくご審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、一たん退席いたしますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○三好委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、大澤委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○三好委員長 再開します。

議案第49号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口委員 質問させてもらいます。

人件費、人事異動職員数の問題です。38ページに職員数の異動状況ということで数字が出ています。昨年度から、そ

れまでは当初予算の人件費を組むときに2月1日時点の職員数で人件費を予算組みをするということから、3月末日にやめる予定の方も計算に入れて、人件費の計算を行うということで当初予算組みを行うということに変わっておりますが、3月の当初予算のときに比べて、今回こういう形で数字の変更が出ています。採用27名、退職が51名。他会計より8名で、他会計へ6名ということで出ていますが、最終的に今年の2月にいただいた資料でこういう数字があります。3月31日の退職者内訳で、退職合計55名、そのうち、再任用を除いたら44名という退職者の数だとか、4月1日採用者内訳ということで、北摂共同採用試験で採用する方8名を含めて、採用合計29名、うち再任用を除いたら18名ということで出ていますけど、最終的に今日時点で、この平成17年度の今日時点での採用だとか退職の数だとか、そういう数字について教えていただきたいと思います。

もう一点は、財政再建の目玉の1つとして、職員の定数問題がありますけれども、平成17年度定年退職見込み数も含めて、また早期退職の希望だとか、そういう作業をする時点に間もなく入ってきますけれども、平成17年度のそういう職員数について、どういうふうに見込んでおられるのか、この2つお尋ねします。

○三好委員長 中岡次長。

○中岡市長公室次長 最終的に、5月13日現在の職員数につきましては、一般会計だけで申しますと3名の減ということで、ここに補正予算で書いておりますように、655名が補正後の数字になります。職員数トータルで申しますと、765名が4月1日現在の数字でございます。それ以後に1名退職をしておりますので、764という数字になります。

それから、退職の見込みでございますが、一応定年退職については11名。うち事務職が4名ということで現在になっております。今のところまだそれ以外の退職については申し出はございません。

○三好委員長 野口委員。

○野口委員 そうしますと、5月13日時点で今回の補正をされて、4月1日で765名出発をされた。それ以後に1名退職されたということで実際764名というのが職員数ですね。

それと、今年度の見込みで11名という数字をおっしゃったと思うんですけども、定年退職予定数が11名ということですか。わかりました。結構です。

○三好委員長 ほかにありませんか。

本保委員。

○本保委員 1点だけ私の方からもお尋ねをさせていただきます。

各款における人件費事業に関してでございますけれども、共済費が減額をされておりますけれども、これにつきましては負担割合の変更によるものか、また単に職員数の減に伴う、この削減に伴っての減額であるのかについて、その中身についてお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○三好委員長 中岡次長。

○中岡市長公室次長 共済費につきましては、職員の異動に伴う減額となっております。

○三好委員長 森西委員。

○森西委員 29ページの災害対策費の防災演習においてですけれども、基本的にこれは今まで毎年行ってきました防災演習と一緒にいうふうな形で考えていいのでしょうか。この辺、まずお聞かせいただけますか。

○三好委員長 杉本課長。

○杉本総務防災課長 本市主催の防災演

習でございますが、お問い合わせのとおり例年行っております防災演習でございます。本来であれば当初予算で計上すべきであろうかと思いますが、本年度の予定といたしましては、国・府等で行います合同演習に我が市も参加する予定で、当初予算には特に経費計上しておりませんでした。2月の中旬に急遽、府の方から通常本年度淀川右岸で開催予定であったものが大和川の方に変更になったという連絡がございましたので、防災演習、うちの市民、もしくは各機関が参加できる機会がなくなってしまうので、今回補正をお願いし、9月に実施するということにいたしましたので、今回計上したということでございます。

○三好委員長 森西委員。

○森西委員 質問の趣旨としましては、当初予算になぜ入っていないのかということをお聞きさせていただこうというふうなことを質問させていただこうというふうなふうに思っていたんですけれども、今のご説明でよくわかりました。急に補正の方で出てきておりますので、毎年行っております防災演習ですので、なぜ当初に出なくて補正で出たのかなというふうな疑問を感じておりましたので、一定理解しました。

○三好委員長 ほかに。大澤委員。

○大澤委員 補正予算書12ページの款2、総務費、項2、徴税费の中で、税務総務費の中の一般職給、これが1,041万6,000円の増額になっておりますけれども、他の款項の中で大半が減額されております。その中で、金額がかなり大きいものですから、その増額になった経過というか、理由をお尋ねしたいと思います。

○三好委員長 中岡次長。

○中岡市長公室次長 税務総務費の増の理由といたしまして、まず7名が異動と

いうことで入っております。3名が退職、あるいは他課への異動ということで、差し引き本給といたしましては、1,041万6,000円の増額になっております。

○三好委員長 大澤委員。

○大澤委員 経過はわかりましたけれども。当初予算のときに、そのあたり7名異動の3名退職ということですが、もう少しそのあたり現実的にはおわかりにならなかったんですか。結果からこうなったような思いがしますけれど。

○三好委員長 中岡次長。

○中岡市長公室次長 他会計からの転入、転出等、あるいは人事異動につきましては、4月1日の時点で異動がございましたので、その内容で補正するということが、当初予算の段階ではその分についてはわからないということで、今回補正させていただいたということでございます。

○三好委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前10時16分 休憩)

(午前10時18分 再開)

○三好委員長 再開します。

議案第61号及び議案第62号の審査を行います。

本2件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口委員 毎回、いろいろ法律だとか政令の改正によって、摂津市も消防関係の条例改正がそのつどできて提案されるわけですが、今回の議案第61号については、地方公務員の公務災害の改正ということに、今回の提案の理由になるわけですが、それをもう少し説明いただきたいと思っております。

この前の本会議での説明などでは、手指の障害の等級が改定されたと。目の障害の等級も改定をされたということを中心に地方公務員災害補償法の改正内容によって、今回提案という理由がありますが、もう少しわかりやすくご説明いただければと思います。

議案第62号については、これは単純な質問ですが、分団長、副分団長、部長、班長、中堅層の方で勤務年数といえますか、10年から15年、15年から20年、20年から25年と、いわゆるもっと長く勤務する方も当然いらっしゃると思いますが、対象中堅層で勤務年数も真ん中、そういうところを今回2,000円引き上げることになっておるんですけども、そういうふうに変更になる背景なり根拠、理由づけ、ちょっとわかるようにあわせて説明いただきたい。この2つです。

○三好委員長 浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 まず、議案第61号の公務災害補償条例の方でございますが、まず、手指の改正による等級の上げ下げでございます。これにはまず大きく言わせて、まず人差し指なんですけども、「示指」といいます。これの等級がまず下げられたこと。小指ですけども、「小指」、これが引き上げられました。

これの背景につきましては、従来、人差し指というものは非常に重要な指とされていたのですが、医学的見地から人差し指がなくても、「中指」と「環指」、これは薬指のことでございますけども、これで物を引き上げる、つかみ上げるというのは医学的にはできるということで、人差し指を等級を下げました。

それから、小指になりますけども、こちらの方の等級が引き上げられましたのは、そもそも現在OA化、または職業の

体系によりまして、特にOA化が進みましてキーボードなんかを打つ場合に小指を非常に使うということで、小指の等級が上げられました。

それと目の方ですけども、いわゆる「複視」といいますけども、二重に物が見えるということですが、これに関しましては、簡単に言いますともともと準用等級と申しまして、この別表の中には複視とは書いてございません。準用等級と申しまして、複視のこの程度によりまして、じゃあこの別表の中の例えば12級だとかいうのを決めていたんでございますけれども、これも現在、目をよく使う職業がございます。例えば今言っているOA化に伴いまして、ディスプレイを皆さんよく見はるんで、これに対してやはり等級を上げなくてはならないということで、等級が上げられました。

それと、文言の整備ということで、「視野狭窄」という字、それから「咀嚼」という字等々にふりがなをつけております。これらにつきましては、当用漢字ではございませんけれども、その言葉でしかやはりなかなか表現できないという言葉につきましては、ふりがなをふって、そのものの漢字を使うということで、今回、ふりがなをつけさせていただいております。

主な改正点はそのようなことでございます。

次、第62号の方の退職報償金の方でございますが、今まで平成12年度、13年度、14年度、15年度、16年度に関しましては、それぞれ一律のアップでございました。それぞれ平成16年度、15年度は2,000円、平成14年度、13年度は4,000円、平成12年度は2,000円という引き上げでございました。

これにつきまして、今回は少しいレギュラーな形で先ほど委員のおっしゃったように、中堅層のみが引き上げられております。これにつきましては私の方は消防庁の方に尋ねましたところ、今回の改正につきましては、これは消防団員の処遇の改善を図るものでございますので、新時代に即した消防団のあり方検討委員会というのがございまして、その中で処遇に関しての検討をされたようです。現在のこの財政情勢、それと消防団員等公務災害補償等共済基金の財政情勢をかんがみまして、効率的にその厚いところ、中堅層の一番厚いところの処遇を改善するというので、今回一律にはならず、この分団長、副分団長、部長、班長の10年以上、25年未満のみに絞って、処遇を改善させていただいたという経緯でございます。

○三好委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時26分 再開)

○三好委員長 再開します。

議案第63号の審査を行います。

補足説明を求めます。消防長。

○稲田消防長 それでは、議案第63号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料条例関係の23ページから30ページにかけて対照表を記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

今回の改正は、規制改革・民間開放推進3か年計画に基づきまして、家庭用燃料電池について、その普及を図る観点から、対象火気設備等の位置、構造及び管

理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布され、燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準を定めるほか、内燃機関を原動力とする発電設備の位置の基準を改正したこと等に伴い、摂津市火災予防条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、ご説明申し上げます。第8条の3は、燃料電池発電設備に関する事項で、燃料電池発電設備を新たに火を使用する設備として定めるものでございます。また、燃料電池発電設備のうち、出力10キロワット未満の固体高分子型燃料電池発電設備であって、その使用に際し異常が発生した場合において、安全を確保するための有効な措置が講じられたものは屋外において建築物から3メートル以上の距離を保有すること等を要しないこととするものでございます。

第12条は、内燃機関を原動力とする発電設備に関する事項で、気体燃料を使用する出力10キロワット未満の内燃機関を原動力とする発電設備のうち、その使用に際して異常が発生した場合において、安全を確保するための措置が講じられたものは、屋外において建築物から3メートル以上の距離を保有すること等を要しないこととするものでございます。

第17条の2は、火を使用する設備に附属する煙突に関する事項で、建築基準法施行令の一部を改正する政令において、煙突に関する規定が改正されたことに伴い、所要の整備を図るものでございます。

第31条の5は、少量危険物等を貯蔵し、または取り扱う地下タンクに関する事項で、地下タンクの技術上の基準について、地下タンク貯蔵所の技術上の基準が改められることに伴い、所要の規定の

改正を行うものでございます。

第44条は、火を使用する設備等の設置の届け出に関する事項で、燃料電池発電設備については、消防への設置の届け出を要することとするものでございます。

なお、固体高分子型燃料電池発電設備及び内燃機関を原動力とする発電設備のうち、出力10キロワット未満であって、その使用に際し、異常が発生した場合において安全を確保するための措置が講じられたものは、設置の届け出を要しないこととするものでございます。

第49条は、罰則の規定に関する事項で、罰則の規定について所要の規定の整備を図るものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成17年10月1日から施行するものでございます。

ただし、第1条の改正規定は、平成17年12月1日から第31条の5及び第49条の改正規定並びに附則第5項の規定は公布の日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

以上、議案第63号の内容説明とさせていただきます。

○三好委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

森西委員。

○森西委員 それでは、この法に当たる摂津市内、どの程度あると考えられるのか、適用されるどころ。どの程度あるのかお答えいただけますでしょうか。

○三好委員長 水田課長。

○水田予防課長 現在ですが、開発業者は主に東京ガスをベースとした業者がやっております、関西におきましては大阪ガスが開発に向けて動いているという段

階でございまして、まだ設置等についてはないと心得ております。

○三好委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時34分 再開)

○三好委員長 再開します。

議案第58号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時36分 再開)

○三好委員長 再開します。

議案第57号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口委員 1点だけお尋ねしておきます。

事前に資料いただいておりますけれども、国の方では、さまざまなものを含んだ法律改正がなされているわけですが、今回、条例改正ということで、ここに書いている新たに地方公務員のそういう中身について公表し、透明性というか、中身をわかっただくという趣旨の部分だけ条例改正というか、提案されたわけですが、こういう中身について法律が改正されたという、その背景についてちょっとわかりやすく説明いただければと思います。

○三好委員長 中岡次長。

○中岡市長公室次長 今回の条例につきましては、人事行政の運営等ということ

で、それを市民に公表しなさいということですが、今まででございましたら決算の内容について地方自治法に基づきまして、毎年給与の額ですとか、あるいは職員数を広報で市民に対して公表していたわけでございますけれども、今回につきましては、その公表の内容がもっと突っ込んだものになっておりまして、その部分につきましては、条例の第2条第2項の1号から8号まで、任免、あるいは給与、勤務時間、分限、懲戒、そのようなほとんどの人事関係の内容を網羅しております。

このことにつきましては、より透明性、あるいは公平性を高めるということで、市民に公表することでそれを高めるということによってこういう法律が追加されたものと考えております。

○三好委員長 本保委員。

○本保委員 1点お尋ねしたいんですけども、この中身の公表の事項について、1番から8番まで上げられているんですけども、この8番につきまして、前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項というふうになっておりますけれども、わかる範囲で結構ですので、どのようなものがその事項として認められるような内容であるのかということ、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○三好委員長 中岡次長。

○中岡市長公室次長 この内容につきましては、今回私ども、今年度中に公表しなければならないということで条例を提出させていただきましたけれども、公表の中身の方法でありますとか、どんな中身にするかということにつきましては、今大阪府の方と上級官庁と相談しながら決めている最中でございまして、きちっとした中身がまだ決まっておりません。ですから、多分この部分については7号

まで以外の部分で、何か出てきたらということに入ってはいる号ではないかと思えますので、ただその部分について、どういふものがあるかということについては、今まだ考えておりませんので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○三好委員長 本保委員。

○本保委員 ただいまお答えいただきましたけれど、調整中というような形でこの8番を設けたということですので、今後、その内容につきまして、調整が済んだ時点で詳細について、概略なり、こういったものになったということは、こちらの方に報告いただけるのでしょうか。

○三好委員長 中岡次長。

○中岡市長公室次長 8号につきまして、中身が確定するようなものが出てまいりましたら報告させていただきます。ただ、この部分についてはその都度、何か必要なものがあって公表するというので設けられているものではないかと思えますので、もしそういうことでしたら、何かが出てきたときにしか公表できないということでご理解いただきたいと思います。

○三好委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 以上で質疑を終わります。

引き続き、議案第59号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時42分 再開)

○三好委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第49号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第57号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第58号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第59号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第61号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第62号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第63号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定  
しました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さんでございました。

(午前10時44分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により  
署名する。

総務常任委員長 三好義治

総務常任委員 大澤勝哉